

令和6年3月定例会 提出議案

・令和6年3月19日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
委員会提出 議案第1号	釜石市議会委員会条例の一部を改正する条例	条例改正	可決	
委員会提出 議案第2号	釜石市議会会議規則の一部を改正する規則	規則改正	可決	
委員会提出 議案第3号	保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書の提出について	意見書	可決	
委員会提出 議案第4号	イスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について	意見書	可決	

委員会提出議案第1号

釜石市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び釜石市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月19日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 菊池 秀明

印

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行なわせる。

2 前項の規定による互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(招集)

第15条 (略)

(新設)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

(新設)

(秘密会)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行なわせる。

2 前項の規定による互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(招集)

第15条 (略)

(委員会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開催される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(秘密会)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

標準市議会委員会条例の改正により、オンラインでの委員会の開催が可能となったことや常用漢字の変更に伴う文言の整備に対応するため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。

委員会提出議案第2号

釜石市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び釜石市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月19日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 菊池 秀明

印

委員会提出議案第2号

釜石市議会会議規則の一部を改正する規則

釜石市議会会議規則(昭和42年釜石市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条(参集)</p> <p>第2条(欠席の届出)</p> <p>第3条(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第4条(議席)</p> <p>第5条(会期)</p> <p>第6条(会期の延長)</p> <p>第7条(会議中の閉会)</p> <p>第8条(議会の開閉)</p> <p>第9条(会議時間)</p> <p>第10条(休会)</p> <p>第11条(会議の開閉)</p> <p>第12条(定足数に関する措置)</p> <p>第13条(出席催告)</p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p>第14条(議案の提出)</p> <p>第15条(一事不再議)</p> <p>第16条(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第17条(修正の動議)</p> <p>第18条(先決動議の表決の順序)</p> <p>第19条(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>第20条(日程の作成及び配付)</p> <p>第21条(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第22条(日程のない会議の通知)</p> <p>第23条(延会の場合の日程)</p> <p>第24条(日程の終了及び延会)</p> <p>第4節 選挙</p> <p>第25条(選挙の宣告)</p> <p>第26条(不在議員)</p> <p>第27条(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)</p> <p>第29条(投票)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条—第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条—第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条—第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条—第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条—第47条)</p> <p>第6節 秘密会(第48条・第49条)</p> <p>第7節 発言(第50条—第66条)</p> <p>第8節 表決(第67条—第77条)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人(第77条の2—第77条の8)</p> <p>第10節 会議録(第78条—第82条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第83条—第87条の2)</p> <p>第2節 審査(第88条—第104条)</p> <p>第3節 秘密会(第105条・第106条)</p> <p>第4節 発言(第107条—第118条)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条)</p> <p>第6節 表決(第121条—第131条)</p> <p>第3章 請願(第132条—第138条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定(第139条—第143条)</p> <p>第5章 規律(第144条—第152条)</p> <p>第6章 懲罰(第153条—第158条)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第159条・第159条の2)</p> <p>第8章 議員の派遣(第160条)</p> <p>第9章 補則(第161条—第163条)</p> <p>附則</p>

第30条(投票の終了)

第31条(開票及び投票の効力)

第32条(選挙結果の報告)

第33条(選挙関係書類の保存)

第5節 議事

第34条(議題の宣告)

第35条(一括議題)

第36条(議案等の朗読)

第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条(付託事件を議題とする時期)

第39条(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第40条(修正案の説明)

第41条(委員長報告等に対する質疑)

第42条(討論及び表決)

第43条(議決事件の字句及び数字等の整理)

第44条(委員会の審査又は調査期限)

第45条(委員会の中間報告)

第46条(再付託)

第47条(議事の継続)

第6節 秘密会

第48条(指定者以外の者の退場)

第49条(秘密の保持)

第7節 発言

第50条(発言の許可等)

第51条(発言の通告及び順序)

第52条(発言の通告をしない者の発言)

第53条(討論の方法)

第54条(議長の発言討論)

第55条(発言内容の制限)

第56条(質疑の回数)

第57条(発言時間の制限)

第58条(議事進行に関する発言)

第59条(発言の継続)

第60条(質疑又は討論の終結)

第61条(選挙及び表決時の発言制限)

第62条(一般質問)

第63条(緊急質問等)

第64条(準用規定)

第65条(発言の取消し又は訂正)

第66条(答弁書の配付)

第8節 表決

第67条(表決問題の宣告)

第68条(不在議員)

第69条(条件の禁止)

第70条(起立による表決)

第71条(投票による表決)

第72条(記名投票)

第73条(無記名投票)

第74条(選挙規定の準用)

第75条(表決の訂正)

第76条(簡易表決)

第77条(表決の順序)

第9節 公聴会、参考人

第77条の2(公聴会開催の手続き)

第77条の3(意見を述べようとする者の申出)

第77条の4(公述人の決定)

第77条の5(公述人の発言)

第77条の6(議員と公述人の質疑)

第77条の7(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の8(参考人)

第10節 会議録

第78条(会議録の記載事項)

第79条(会議録の配付)

第80条(会議録に掲載しない事項)

第81条(会議録署名議員)

第82条(会議録の保存年限)

第2章 委員会

第1節 総則

第83条(議長への通知)

第84条(欠席の届出)

第85条(会議中の委員会の禁止)

第86条(会議の開閉)

第87条(定足数に関する措置)

第2節 審査

第88条(議題の宣告)

第89条(一括議題)

第90条(議案等の朗読)

第91条(審査順序)

第92条(先決動議の表決順序)

第93条(動議の撤回)

第94条(委員の議案修正)

第95条(分科会又は小委員会)

第96条(連合審査会)

第97条(証人出頭又は記録提出の要求)

第98条(所管事務等の調査)

第99条(委員の派遣)

第100条(議事の継続)

第101条(少数意見の留保)

第102条(議決事件の字句及び数字等の整理)

第103条(委員会報告書)

第104条(閉会中の継続審査)

第3節 秘密会

第105条(指定者以外の者の退場)

第106条(秘密の保持)

第4節 発言

第107条(発言の許可)

第108条(委員の発言)

第109条(発言内容の制限)

第110条(委員外議員の発言)

第111条(委員長の発言)

第112条(発言時間の制限)

第113条(議事進行に関する発言)

第114条(発言の継続)

第115条(質疑又は討論の終結)

第116条(選挙及び表決時の発言制限)

第117条(発言の取消し又は訂正)

第118条(答弁書の朗読)

第5節 委員長及び副委員長の互選

第119条(互選の方法)

第120条(選挙規定の準用)

第6節 表決

第121条(表決問題の宣告)

第122条(不在委員)

第123条(条件の禁止)

第124条(起立による表決)

第125条(投票による表決)

第126条(記名投票)

第127条(無記名投票)

第128条(選挙規定の準用)

第129条(表決の訂正)

第130条(簡易表決)

第131条(表決の順序)

第3章 請願

第132条(請願書の記載事項等)

第133条(請願文書表の作成及び配付)

第134条(請願の委員会付託)

第135条(紹介議員の委員会出席)

第136条(請願の審査報告)

第137条(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第138条(陳情書の処理)

第4章 辞職及び資格の決定

第139条(議長及び副議長の辞職)

第140条(議員の辞職)

第141条(資格決定の要求)

第142条(資格決定の審査)

第143条(決定書の交付)

第5章 規律

第144条(品位の尊重)

第145条(携帯品)

第146条(議事妨害の禁止)

第147条(離席)

第148条(禁煙)

第149条(新聞紙等の閲読禁止)

第150条(資料等印刷物の配付許可)

第151条(許可のない登壇の禁止)

第152条(議長の秩序保持権)

第6章 懲罰

第153条(懲罰動議の提出)

第154条(懲罰動議の審査)

第155条(戒告又は陳謝の方法)

第156条(出席停止の期間)

第157条(出席停止期間中出席したときの措置)

第158条(懲罰の宣告)

第7章 協議又は調整を行うための場

第159条(協議又は調整を行うための場)

第8章 議員の派遣

第160条(議員の派遣)

第9章 補則

第161条(会議規則の疑義に対する措置)

附則

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席でき

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席でき

らない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者2人以上(発議者を含む。)とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らな

らない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては賛成者2人以上(発議者を含む。)とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らな

かったとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事を終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(新設)

(一括議題)

かったとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事を終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票_____する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 (略)

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終ったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査が終らなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 (略)

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当っても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならぬ。

3 (略)

(発言の取消又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第69条 表決には条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならぬ。

3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第69条 表決には条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続き)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で_____申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第78条 (略)

2 議事は、速記又は録音による方法で記録する。

(会議録の配付)

第79条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(定足数に関する措置)

第87条 (略)

(新設)

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかかって決める。

(公聴会開催の手続き)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第78条 (略)

2 議事は、速記その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配付)

第79条 会議録は_____、議員及び関係者に配付する。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(定足数に関する措置)

第87条 (略)

(出席委員に関する措置)

第87条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく釜石市議会委員会条例(昭和42年釜石市条例第26号。以下「委員会条例」という。)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(新設)

(委員長の発言)

第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(新設)

(発言時間の制限)

第112条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(発言の継続)

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第115条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(発言の取消し又は訂正)

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

くは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第112条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第115条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の取消し又は訂正)

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配付)

第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配付する。ただし、やむ

(互選の方法)

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章・第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。_____

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

を得ない時は、朗読をもって配付に代えることができる。

(互選の方法)

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第124条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第126条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び 第32条(選挙結果の報告) 第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第132条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び住所を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければな

2 (略)

(記名投票)

第126条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告) 第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議には諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議には諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第132条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び住所を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければな

らない。

(新設)

(請願の委員会付託)

第134条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(請願の審査報告)

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第137条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに

らない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第134条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第137条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに

決したものについてはこれを請求 しなければならない。

(陳情書の処理)

第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第139条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかかってその許否を決定する。

3 (略)

(決定書の交付)

第143条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

2 (略)

(資料等印刷物の配付許可)

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかかって定める。

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(新設)

決したものについては、これを請求 しなければならない。

(陳情書の処理)

第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第139条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮って その許否を決定する。

3 (略)

(決定の通知)

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し 必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘 の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

2 (略)

(資料等 の配付許可)

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料等 を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第152条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って 定める。

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合にお

(戒告又は陳謝の方法)

第155条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行なうものとする。

(出席停止の期間)

第156条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

(新設)

(議員の派遣)

第160条 (略)

(新設)

いて、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第155条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第156条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

(協議等の場の開催方法の特例)

第159条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(議員の派遣)

第160条 (略)

(電子情報処理組織による通知等)

第161条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処

理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配付)、第79条(会議録の配付)、第133条(請願文書表の作成及び配付)第1項及び第134条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知の

<p>(新設)</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、<u>会議にはかかって決定する。</u></p>	<p><u>うちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p>第162条 この規則の規定(第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第163条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、<u>会議に諮って決定する。</u></p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

標準市議会会議規則の改正により、文書等により提出が求められているもの(議案、請願等)や文書等によることが求められている手続(出席催告等)について、会議規則に規定することにより、オンライン化が可能となったほか、常用漢字の変更に伴う文言の整備や規定の不備など、長期にわたり規則が改正されていないことによる問題に対応するため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案するものである。

委員会提出議案第3号

保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策 男女共同参画)に対し意見書を提出します。

令和6年3月19日 提出

提出者 民生常任委員会

委員長 三 浦 一 泰

印

保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書

子どもは、他の何物にも代えることができない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育所等において、子どもの尊い命が失われる事態が生じており、子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育所等では重大事故に対し様々な対策を講じていますが、潜在的な要因は、保育所等の利用待機児童に係る諸問題を背景に保育施設が急増した一方、保育士や事務職員等の配置基準の改善が進んでいなかったことが挙げられます。また、保育士等の責任と業務負担の大きさに見合った処遇ではないことによって人が集まらず人員不足になっていると現場では認識しています。

国では、令和6年度から4・5歳児に係る職員の配置基準を76年ぶりに 30 人から 25 人に見直しますが、職員の配置基準等保育環境を整えることは、子どもたちのいのちを守り、一人ひとりの成長や発達に寄り添った支援が可能となることであり、ひいては子育て家庭を支えることにつながります。

保育士一人ひとりが誇りと充実感をもって働き安心して生活し続けることができるよう、国に対し、処遇改善と適切な職員配置基準の見直しについて次のとおり要望します。

記

1. 保育施設の保育士配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。
2. 保育施設・放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月 19 日

岩手県釜石市議会

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
財務大臣 鈴 木 俊 一 様
文部科学大臣 盛 山 正 仁 様
厚生労働大臣 武 見 敬 三 様
内閣府特命担当大臣(少子化対策 男女共同参画) 加 藤 鮎 子 様

委員会提出議案第4号

イスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し意見書を提出します。

令和6年3月19日 提出

提出者 総務常任委員会

委員長 磯崎 翔太

印

イスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

2023年10月、ガザ地区を実効支配するハマスによるイスラエルへの無差別攻撃が実行されました。これに対し、イスラエルはガザ地区に対して自衛権の行使を目的とする大規模な軍事作戦を開始しました。イスラエルによる軍事行動によって、ガザ地区での死者は2万人を大きく超え、事態はますます深刻化している状況にあります。

特に、一般市民や子どもたちが対象となった非人道的行為が行われているとの指摘もあり、イスラエル・ハマスの双方において、いかなる理由があろうとも許容されるものではありません。このような事態に対し、国連総会の緊急特別会合において、人道目的の即時停戦を求める決議案が賛成多数で採択されたものの、実行力を有する国連安全保障理事会における人道目的の即時停戦を求める決議案は、一部の国の反対により否決された状態にあります。

また、1月26日に国際司法裁判所は、イスラエルに対してパレスチナ・ガザ地区でのジェノサイドを防止するために、あらゆる措置を講じるように命じています。最終判断の前に、緊急の措置命令が必要なほど現地は深刻な状態に陥っていると考えられます。

我が国は、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤とするためにも、国際社会の法の支配を強調しており、我が国の外交政策の柱の一つでもあります。国会及び日本政府においては、イスラエル・ハマスの軍事衝突に対し、すべての当事者が国際法に従い、早急に戦闘行為を停止し平和的に問題を解決するためにより一層の外交努力を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月 日

岩手県釜石市議会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
外務大臣	上川 陽子 様